

第19回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成30年12月25日(月) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第38号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第39号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取り消しについて |
| 日程第5 | 議第133号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第6 | 議第134号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第135号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第136号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第9 | 議第137号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第138号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第11 | 議第139号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第12 | 議第140号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |
| 日程第13 | 議第141号 | 農用地利用配分計画(案)の決定について |

日程第14 議第142号 農用地利用配分計画[権利移転] (案) の決定について

○本日の会議に出席した委員 (議席順)

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、振興主事：中田義博、農地主事：林義一、飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、畜産課長：丸山浩一、林務課長：高井和之
書記：木戸脇良昭、尾形博司、農地相談員：森本和彦

職務代理	<p>ただいまより第19回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、19名中19名で全員出席、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。 続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>今年も残り少なくなり、年末の忙しい時期での総会ですがご出席いただきありがとうございます。 今月は、各ブロックでの研修会がありまして、1月の市長と語る会についてご協議をいただきました。後の協議会、役員会で当日に向けて最終調整を行いたいと思います。 また、本日午前中に家族経営協定の調印式があり出席しました。10家族が調印を行い、今までで一番多かったのではないかと考えています。地域就農の若い人から、他地域からみえた夫婦が夫婦間での協定を結ぶ等、多様な協定内容でした。 話は変わりますが、昨日の新聞に岐阜県が種子法を条例で守るという記事が載っておりました。今年は災害が多くあまり良い年ではなかった所、年末ではありますが今後の農業事情を考えるとありがたい情報であったと思います。</p>

本日も多くの議事案件がありますが、スムーズな進行で行いたいと思いますので宜しくお願いします。

職務代理

ありがとうございました。
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 3番 丸山委員と4番 岩本委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第38号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。
事務局の説明を願います。

林農地主事

今回は54法人のうち1法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上、1件について報告いたします。

議 長	報告のとおり確認しました 続きまして、日程第4 報第39号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
木 戸 脇 書 記	今回は、2件の報告です。 (取消す許可の種類と時期、取消理由を説明) (その他の説明) 2番案件について、後の5条で再申請がありますので改めて説明いたします。 以上 2件の報告をさせていただきます。
議 長	報告のとおり確認しました。 続きまして、日程第5 議第133号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
木 戸 脇 書 記	本日は、2件の上程です。 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。 (各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由を説明) 以上、2件 畑2筆 合計 1,710 m ² についてご審議をお願いいたします。
議 長	ただいまの件についてご意見ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第134号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

今回は、1件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(スライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、1件、田 1筆で 計 56 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第135号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇
書 記

本日は6件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を

求める旨を説明)

(その他の説明)

4 番については先の取消し案件の再申請で、先月の 11 月委員会で申請があった場所の隣地であり一体管理するものです。

以上 6 件、田畑 1 1 筆 2,910 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第 5 条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第 8 議第 1 3 6 号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇記 今回は、1 件の上程です。
(下線表示している計画の変更内容を説明)
1 件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第 9 議第 1 3 7 号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇記 協記 協記

今回は、2件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上2件について、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第138号 相続税の納税猶予に関する適格者証明ついて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇記 協記 協記

今回は、3件の上程です。

(相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思を確認したことを説明)

以上3件、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第11 議第139号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

なお、1番から3番は委員案件であります。該当委員は議事参与

できませんのでお願いします。

委員案件について、事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は7件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

最初に委員案件の1番から3番について説明します。

(受人について認定農業者の旨、経営内容、作付け予定作目、賃貸借の存続期間と新規の旨を説明)

以上、3件 田4筆 計2,849㎡についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、1番から3番について承認といたします。

関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして4番以降の説明を願います。

尾形書記 (4番以降について、受け人ごとに認定農業者・担い手などの別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明)

(7番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し説明)

以上、田畑7筆 11,576㎡についてご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第12 議第140号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記	本日は5件についての上程です。 農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田6筆 6,545 m ² について、新規10年の賃貸借権を設定するものです。 以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。 続きまして、日程第13 議第141号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
尾形書記	本日は6件の上程です。 (受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借・貸借にあつては存続期間を説明) 以上、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいまの説明に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とします。 続きまして、日程第14 議第142号 農用地利用配分計画 [権利移転]（案）について を議題とします。 なお、1番から7番の全てが委員案件であります。該当委員は議事参加できませんのでお願いします。 事務局の説明をお願いします。
尾形書記	本日は7件の上程です。

(以前の農業委員会において農用地利用配分計画の承認後、県の告示を受けた農地で新たな借り手へ権利移転を行う旨、及び借り手の認定農業者の旨、経営内容、作付け予定作目、賃貸借の存続期間を説明)

以上、7件についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、農用地利用配分計画〔権利移転〕(案)について、承認とします。

関係委員の議事参与制限を解きます。

議長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第19回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

丸山 齊 委員

岩本 洋子 委員
